

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 7 年 1 2 月 1 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和7年12月12日

開 議	午前9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第3	議案第65号 職員の給与に関する条例及び岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第67号 岩出市観光案内所設置及び管理条例の制定について
日程第6	議案第68号 岩出市水道事業給水条例の一部改正について
日程第7	議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
日程第8	議案第70号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第71号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第72号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第73号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第74号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第75号 市道路線の認定について
日程第14	議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約について
日程第15	発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正について
日程第16	議員派遣について
日程第17	委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第64号から議案第76号までの議案13件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第3号の委員会提出議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○玉田議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第3号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第64号 岩出市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について～

日程第14 議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約について

○玉田議長 日程第2 議案第64号 岩出市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件から日程第14 議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約の件までの議案13件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案13件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各常任委員会の委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件外、議案7件です。

当委員会は12月8日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等

の一部改正の件、議案第65号 職員の給与に関する条例及び岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第67号 岩出市観光案内所設置及び管理条例の制定の件、議案第68号 岩出市水道事業給水条例の一部改正の件、議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第73号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第74号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第75号 市道路線の認定の件、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第64号、議案第65号、議案第67号、議案第68号、議案第69号の所管部分、議案第73号及び議案第74号は可決、議案第75号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件及び議案第65号 職員の給与に関する条例及び岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第67号 岩出市観光案内所設置及び管理条例の制定の件では、指定管理者の選定方法は。また、公募の時期は。施設全体の規模は。また、施設の構成は。窓口案内や観光パンフレットの配布、デジタル案内端末、Wi-Fiの整備など、どこまで提供する計画なのか。また、物販やレンタサイクルなど、収益事業を行う予定はあるのか。多言語対応は。また、バリアフリーの対応は。駅から観光地への利便性をアップするとのことだが、現状の大阪方面バスや市内巡回バスの運行経路の変更対応はあるのか。地域おこし協力隊の位置づけは。また、案内所に常勤となるのか。それとも外部から情報発信をするのか。について。

議案第68号 岩出市水道事業給水条例の一部改正の件では、工事の施工について。その他非常の場合とはどのような場合を想定しているのか。について。

議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分では、ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業委託料について、増額の内訳は。また、具体的にどのような費用が増えたのか。ふるさと岩出市応援寄附金はどのくらい増加したのか。また、寄附額が増えた背景について、どのような要因と分析しているのか。ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業は、経費との差引きで歳入効果はどのくらいとなるのか。について。

議案第73号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第74号

令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第75号 市道路線の認定の件では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、尾和正之議員、演壇でお願いいたします。

○尾和議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件外、議案5件です。

当委員会は12月9日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第70号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第71号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第72号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）及び議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約の件、以上5議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第69号の所管部分、議案第70号、議案第71号、議案第72号及び議案第76号は可決しました。議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件は、討論の後、賛成多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件では、一般廃棄物処理手数料について、可燃ごみ手数料10リットル1袋につき11円の根拠と、その妥当性はどうか。環境を守る審議会の意見はどのようなものがあったのか。また、処理手数料の金額の制定について意見はなかったのか。について。

議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分では、子供のための教育・保育給付交付金の増額について、この交付金はどのようなことに使えるのか。また、処遇改善や職員の配置増にも使えるのか。処遇改善や増員に適用するかどうかは保育所等の判断となるのか。それとも確保されているものなのか。保健福祉センター運営費の修繕料について、発電機修繕の詳細及び現状の状況は。また、定期的に点検をしているのか。児童手当費について、第3子分の増額の詳細

は。小学校費、学校管理費の工事請負費について、4学級が増えるとのことだが、既に人数が満員なのか、それとも新年度を想定しているのか。また、今後さらに学級が増える可能性はないのか。について。

議案第70号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第71号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第72号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約の件では、契約金額について、想定範囲内だったのか。新しい火葬炉について、耐用年数は何年か。将来的に大きい火葬炉が主流となると考えられるが、今後、建て替えも検討しながら進めるのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第65号 職員の給与に関する条例及び岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第67号 岩出市観光案内所設置及び管理条例の制定の件、議案第68号 岩出市水道事業給水条例の一部改正の件、議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）、議案第70号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第71号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第72号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第73号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第74号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第75号 市道路線の認定の件、議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約の件、以上、議案11件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案11件に対する討論を終結いたします。

議案第65号及び議案第67号から議案第76号までの議案11件を一括して採決いたし

ます。

この議案11件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、議案第67号から議案第74号及び議案第76号の議案10件は、原案のとおり可決、議案第75号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の改正は、人事院勧告に基づく一般職員の期末手当の改定に合わせて行うというものですが、議員の手当は一般職員と異なります。市議会議員の期末手当の改定には法的根拠はありません。それだけに報酬審議会での審議などを含め、市民の理解を得る必要があると考えます。

岩出市には特別職報酬等審議会があります。給与、報酬等について、毎年諮問を行い開催しているとありますが、期末手当の改正の件についても諮問するべきものだと考えます。

議員と市長をはじめとした執行部における特別職の期末手当の支給率の引上げについて、第三者からの意見や評価がなく、市民が納得できるような客観的根拠を現状では示せません。期末手当の支給率の引上げの妥当性や正当性といったことを評価、判断するような構造がない中で、本来、特別職には適用されない人事院勧告を基に、特別職の支給率についても便乗して改定されるような状況は、到底納得が得られないものだと考えます。

市民は、長引く物価高騰により苦しめられています。政治がまともな対策を講じない下で、政治行政に責任を負っている市長や議員の期末手当を引き上げることは、市民の理解は得られないと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

○大上議員 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、従来から民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正が行われております。経済、雇用情勢等が反映された民間給与実態調査の結果により決定される人事院勧告の民間給与水準に準拠して定めることが最も適切で合理的であります。

なお、過去において、人事院の引下げの勧告時には、勧告に準じた条例改正を行っていることから、これまでの整合性の観点においても必要であり、またそうすることで市民の理解が得られるものと考えます。

以上、述べました理由により、私は本案について賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第64号に対する討論を終結いたします。

議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

そもそも、ごみ袋の有料化には反対の立場です。ごみ袋有料化という制度は、手数料という名目で、市民のごみ排出量に対して課税をするという間接税制度です。ごみ袋有料化は、家庭の生活ごみ排出に対する間接税であり、いわゆるペナルティ一税です。一定数を無料配布しているという議論もありますが、市民から徴収した税を使ってごみ袋を支給しているだけのことです。

ごみ袋有料化の本質は、地方税法に縛られない自治体独自の新たな間接税収入を得ることができるという点にあります。そして、この間接税の額、ごみ袋代は、ほ

かの税と異なり、議会の承認を受ければ自由に値上げすることができます。現に、岩出市では物価高騰対策を行うと同時に、来年度から引上げを行う価格改定が行われています。ごみ袋有料化は、単なる増税以外の何物でもありません。家庭ごみ処理の行政サービスは、市民税を財源として優先的に賄わなければならない行政サービスだと考えています。

よって、この議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

本議案は、現在の20リットルサイズより小さい10リットルサイズの特小の指定袋の処理手数料を設定するものです。処理手数料は、さきの条例改正で、原材料費及び燃料費等の高騰が指定袋の製造原価に大きく影響を及ぼすため、指定袋の品質を保ち、廃棄物を適正に処理するに当たり、1リットル当たり1.1円とされたものであり、10リットルにつき11円の設定は適切であると考えます。

特小の指定袋については、市民から要望が多かったものであり、現在の1人・2人世帯の多くが60代から70代であることから、将来的にはごみ量が減少する見込みで、市民にとって指定袋の選択肢が増えることで、費用負担の軽減が図られるものと考えます。また、特小の指定袋を導入することにより、さらなるごみの減量化が進むものと考えます。

ごみの減量化は、クリーンセンターのごみ処理経費約10億円のコスト削減や、焼却炉の長寿命化にもつながりますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第66号に対する討論を終結いたします。

議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正について

○玉田議長 日程第15 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年12月12日提出

提出者 議会運営委員会委員長 福岡進二

本文の朗読につきましては省略させていただき、提案理由についてご説明申し上げます。

この議案は、起立による表決について、挙手やその他の方法をもって起立に代えることができる規定を追加するものです。

何とぞご承認賜われますよう、よろしく申し上げます。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第3号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する討論を終結いたします。

発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議員派遣について

○玉田議長 日程第16 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月16日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月16日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時58分)